

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (学 術)	氏名	山本 佳奈
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目			
<p style="text-align: center;">王朝国家宮廷儀礼の成立と音楽</p>			
論文審査担当者			
主 査	教授	下向井龍彦	
審査委員	教授	三宅 紹宣	
審査委員	教授	竹村 信治	
審査委員	教授	畠中 和生	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、平安中期の王朝国家の宮廷儀礼における音楽の役割と奏楽機関について、8、9世紀の律令国家の国家儀礼におけるそれとの関係性において解明することを目的としている。日本古代史において音楽の視角からの儀礼研究はほとんどなく、その点ですでに独創的・先駆的である。本論文は序章から終章までの九章によって構成されている。</p> <p>序章では、奈良・平安時代の儀礼研究・音楽研究の研究史を概観して本論文の視角と課題を示す。両分野ともに該期を律令国家の衰退期と位置づけ、該期の宮廷儀礼（とりわけ勝負楽を伴う相撲・賭射・競馬などの勝負儀礼）を律令国家の儀礼の縮小・衰退版ととらえる点で一致しており、該期の宮廷儀礼を、国家史の観点から積極的に評価しようとする視点は乏しい。同様に、律令国家の奏楽機関である雅楽寮が衰退して平安中期には近衛府・楽所が発展すると指摘されているが、10世紀以降も存続する雅楽寮を衰退論では捉えきれず、奏楽機関としての近衛府・楽所の発展も儀礼衰退論では説明できない。そこで本論文では、9世紀末～10世紀初頭に、律令国家から王朝国家への体制転換に対応して儀礼体系も転換し、音楽と奏楽機関もそれに応じて変容するという観点に立って、勝負儀礼と奏楽機関について検討する。</p> <p>第一章では、儀式書の記述の分析によって、10世紀以降に盛行した、左右近衛府官人舎人の対戦競技を天皇が観戦する、相撲召合・正月賭弓・競馬において、勝方が勝負楽を奏楽するパターンを解明する。そのパターンは、勝方勝負楽を伴わず勝敗を重視しなかった9世紀までの節会系競技儀礼の奏楽のあり方とは異質であり、奏楽の変化に表現される勝負儀礼の変化は、衰退ではなく、9世紀末～10世紀初頭における儀礼体系の転換に伴うものであったとの見通しを示す。以下、第二章～第四章でその見通しを実証する。</p> <p>第二章では、9世紀までの相撲節会（全官人参加、相撲司運営、諸国貢進相撲人、左右交互奏楽・雅楽寮担当）と10世紀以降の相撲召合（公卿・殿上人参加、近衛府運営、近衛舎人が相撲人、勝方勝負楽・近衛府担当）の特徴を対比し、相撲召合は相撲節会が縮小衰退したものではなく、9世紀の臨時相撲が9世紀末～10世紀初頭に公式行事化したものであり、節会から召合へと転換したことを明らかにした。10世紀以降には天皇が観覧する、近衛府が関与しない童・瀧口の相撲もあり、相撲儀礼に見られる節会系儀礼、宮廷儀礼、内々行事の三重構造は、他の勝負儀礼・奏楽儀礼についても共通する特徴であることを指摘する。</p> <p>第三章では、射礼、賭射、射場始・殿上賭射の三種の歩射を取り上げる。天皇が全官人射芸を観覧する軍事訓練的意義を有していた正月射礼は、8世紀末の律令軍制解体後は衛府の射芸審査会として存続。正月賭射は通説のいう射礼から分化したのではなく、9世紀の賭物を伴う勝負を競う天皇観覧の臨時の遊</p>			

興的歩射が、10世紀初頭に近衛府の勝負楽を伴う歩射勝負を天皇と公卿・殿上人が観覧する公式行事へと発展したもの。射場始・殿上賭弓は公卿・殿上人が歩射勝負を競う天皇と公卿・殿上人の内々の娯楽行事。歩射儀礼も相撲儀礼同様、律令国家儀礼、王朝国家宮廷儀礼、内々行事の三重構造であったとする。

第四章では、弓馬儀礼である五月五日節会と行幸競馬・騎射手結を取り上げる。8世紀の五月五日節会は天皇の騎射観閲が中心で正月射礼と同性格の軍事訓練的機能を有し勝負を競うものではなく、律令軍制解体後は騎射の他に勝負を競い勝負楽を奏する走馬や競馬が加わる複合的弓馬儀礼となるが、10世紀中葉に廃絶する。10世紀以降に盛行する、勝負を競い勝負楽を奏し天皇と公卿・殿上人が観戦する行幸競馬は、9世紀末に五月五日節会と併行して行われるようになった臨時行事が五月五日節会廃絶後、公式行事となったものである。近衛府騎射手結は、節会の騎射本番のリハーサルだったものが、節会廃絶後は近衛府の騎射技量審査会として恒例化したものである。行幸競馬・騎射手結とも節会廃絶の遺産として消極的に存続したものではなく、独自の意義を持って登場し盛行したのであって、10世紀初頭の儀礼体系の転換の一環とみななければならない、と論じる。

第五章から第七章では奏楽機関について検討する。第五章では、従来、近衛府や楽所の発展によって9～10世紀に衰退したとされてきた雅楽寮は、その担当奏楽が、①律令祭祀・律令国家仏事、②相撲節会など節会系儀礼、③太政官饗応儀礼であることから、律令国家儀礼体系の奏楽機関であったのであり、10世紀初頭の儀礼体系転換による②の縮小（相撲節会・五月五日節会の廃絶など）により、奏楽機会が減少し衰退したように見えるが、王朝国家宮廷儀礼体系の中に組み入れられた①～③が存続する限りにおいて、王朝国家の奏楽機関としての役割を果たし続けたことを明らかにした。

第六章では、王朝国家宮廷儀礼の中心的奏楽機関である近衛府について、820年代から近衛が出場する臨時相撲や5月6日競馬などで負方近衛が奏楽していたものが、10世紀以降の勝負儀礼盛行に伴い総計勝方近衛の勝負楽の奏楽機会が飛躍的に増加したことによって奏楽機関として発展したことを明らかにした。負方奏楽から勝方勝負楽への転換は10世紀初頭のことであり、それは儀礼体系の転換に伴うものであったと意義づける。

第七章では、内裏常設楽所について、天皇と公卿・殿上人が管弦演奏や相撲・歩射の勝負を楽しむ内々の殿上行事（御遊・童相撲・殿上賭弓）で所属楽人が奏楽したこと、殿上人から選ばれた賀茂・石清水臨時祭の舞人・陪従は楽所で練習し天皇御前で披露したこと（試楽）、楽所内部行事の楽所始・習物試も、試楽同様、天皇御前で奏楽を披露することが中心であったこと、楽所の管理運営、臨時祭舞人人選などを蔵人頭と六位蔵人からなる楽所別当が担当したことを明らかにし、楽所が天皇直属の奏楽機関であったと意義づけ、雅楽寮・近衛府・楽所が王朝国家宮廷儀礼の前記の三重構造に対応していることを確認する。

終章では、本研究についてまとめ、今後の課題を展望している。

本論文は次の点で先駆的・独創的であると評価できる。

1、平安中期の宮廷儀礼と音楽を、律令国家衰退過程論に立つ儀礼研究が一般的ななか、新たな国家段階である王朝国家の宮廷儀礼として積極的に捉え、勝負儀礼の形成と勝負楽の関係の詳細を実証的に解明したこと。

2、王朝国家における天皇と貴族官人との臣従関係の三重構造と儀礼体系の三重構造が照応していることを解明したこと。

3、王朝国家宮廷儀礼の三重構造に三つの奏楽形態・奏楽機関が対応していることを解明したこと。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成26年8月21日